

令和7年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

4月～5月分については対象案件はありません。

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	吹田市立高野台中学校昇降機設置 工事監理業務	昇降機設置工事に伴う監理業務一式	令和 7年 6月10日 から 令和 8年 3月13日 まで (令和7年6月10日)	大阪府東大阪市上石切町1丁目12 番30号 (株)SDIイダセイイチアトリエ	7,370,000円	本業務は、増築を伴う吹田市立高野台中学校昇降機設置工事に係る工事監理です。 本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、施工条件(各種制約条件等)などの設計上重要な内容を熟知し、その内容が施工に正しく反映されていることを、遅滞なくかつ詳細に確認する必要があります。 具体的には、施工段階における既存棟との構造上の接合部の確認や学校運営に影響を与えないような仮設計画について設計時の協議内容を十分に把握していることが求められます。 株式会社SDIイダセイイチアトリエは、令和6年度に吹田市立高野台中学校昇降機設置工事設計業務を行っており、本業務の適切な履行に不可欠な情報を有しています。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社との随意契約をするものです。 吹田市随意契約ガイドライン 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)【測量・建設コンサルタント等業務】カ⑤建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当

令和7年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	総務部 契約検査室	吹田市立豊津西中学校校舎大規模 改造2期及び昇降機設置工事監理業 務	吹田市立豊津西中学校大規模改造2期 工事に伴う監理業務一式 吹田市立豊津西中学校昇降機設置工事 に伴う監理業務一式	令和 7年 6月12日 から 令和 8年 3月13日 まで (令和7年6月12日)	大阪府大阪市北区太融寺町3番24 号 (株)上坂設計	11,330,000円	本業務は、吹田市立豊津西中学校昇降機設置工事と吹田市立豊津西中学校校舎大規模改造2期工事に係る工事監理業務です。 本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、各種制約条件等の施工条件で設計上重要な内容を熟知している必要があります。具体的には以下の内容が特筆して挙げられます。 ①昇降機棟増築に伴い既存棟の外壁を解体する際の構造上の接合部の確認 ②大規模改造工事で改修を行う天井面、天井内及び壁面を、昇降機設置工事の電気設備配線が通るなどの二つの工事が立面的に密接に絡み合った工事内容 ③大規模改造工事に含まれている昇降機棟増築に伴う既存遺及の内容と必要性及びそれらの条件 ④仮設計画において、工事期間中に昇降機棟増築に伴い一部外壁が無い状態で学校運営がされることを含め、施設利用者への影響や安全面に対する配慮が必要であるなどの施工条件 これらを工事工程に合わせて遅滞なく確認するためには、対象工事の設計及び昇降機棟増築の申請手続きを行った設計者に監理業務を任せる必要があります。 上述の点において、令和5年度から令和6年度にかけて吹田市立豊津西中学校大規模改造2期及び昇降機設置工事設計業務を行った株式会社上坂設計は、昇降機設置工事の監理業務に関して適切な履行に不可欠な情報を有しています。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社との随意契約をします。 なお、昇降機の設置と校舎の大規模改造工事については、大規模改造を実施する校舎棟の外壁に昇降機棟を接続させるものであり、施工場所は同じであり本来であれば1つの工事として取り扱います。近年、昇降機本体の納期が延び、従前であれば8か月ほどで完了する昇降機の新設工事の工期が1年間程度必要となる可能性があることから、契約はやむを得ず2つに分けますが、入札は1件で同一事業者に施工させます。工事場所毎に確実に完了させ引き渡しを行うことで、学校運営に対する影響が最小限になるよう配慮し進めるものです。 吹田市随意契約ガイドライン (1)契約の相手方が特定されるとき 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号【測量・建設コンサルタント等業務】 カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき ⑤建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当

令和7年度 随意契約一覧表(工事及び工事に係るコンサル)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	総務部 契約検査室	吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事監理業務	吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事に伴う監理業務一式	令和 7年 7月23日 から 令和 8年 7月31日 まで (令和7年7月23日)	大阪府大阪市中央区南船場2丁目1番10号 (株)綜企画設計 大阪支店	23,540,000円	本業務は、吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事に係る工事監理です。本業務を工事の工程に合わせて円滑に行うためには、施工条件(各種制約条件等)などの設計上重要な内容を熟知し、その内容が施工に正しく反映されていることを、遅滞なくかつ詳細に確認する必要があります。具体的には、今回の工事では設計業務の中で関係2所管と協議を行い、それぞれの完成後の施設運営を見据えた設計を行ってきたため、その意図を十分に把握し判断することが求められます。加えて、分離発注となる各種工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事、ガス設備工事)の施工条件を理解し、総合的に監理・調整し建築物を完成させていく必要があります。株式会社綜企画設計大阪支店は、令和5年度から令和6年度に吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事設計業務を行っており、本業務の適切な履行に不可欠な情報等を有しています。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同社との随意契約をするものです。 吹田市随意契約ガイドライン 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)【測量・建設コンサルタント等業務】カ⑤建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約に該当

8月分については対象案件はありません。